

令和4年2月山口県議会定例会議案

(予 算)

令和4年2月山口県議会定例会議案目次

議案第1号	令和4年度山口県一般会計予算	1
議案第2号	令和4年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	27
議案第3号	令和4年度中小企業近代化資金特別会計予算	31
議案第4号	令和4年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算	37
議案第5号	令和4年度林業・木材産業改善資金特別会計予算	41
議案第6号	令和4年度沿岸漁業改善資金特別会計予算	45
議案第7号	令和4年度当せん金付証券発売事業特別会計予算	49
議案第8号	令和4年度収入証紙特別会計予算	53
議案第9号	令和4年度土地取得事業特別会計予算	57
議案第10号	令和4年度公債管理特別会計予算	61
議案第11号	令和4年度港湾整備事業特別会計予算	67
議案第12号	令和4年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算	73
議案第13号	令和4年度就農支援資金特別会計予算	79
議案第14号	令和4年度国民健康保険特別会計予算	83
議案第15号	令和4年度電気事業会計予算	89
議案第16号	令和4年度工業用水道事業会計予算	93
議案第17号	令和4年度流域下水道事業会計予算	99

議案第1号

令和4年度山口県一般会計予算

令和4年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ786,243,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 県	税	193,317,351	
	1 県 民 税	52,017,980	
	2 事 業 税	42,150,351	
	3 地 方 消 費 税	62,272,000	
	4 不 動 産 取 得 税	2,506,515	
	5 県 た ば こ 税	1,456,000	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	448,000	
	8 軽 油 引 取 税	13,396,944	
	9 自 動 車 税	18,853,561	
	10 鉱 区 税	10,000	
	16 狩 猟 税	11,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	195,000	

2 地方消費税清算金		58,862,000	
	1 地方消費税清算金	58,862,000	
3 地方譲与税		26,163,000	
	1 特別法人事業譲与税	23,261,000	
	2 地方揮発油譲与税	2,502,000	
	3 石油ガス譲与税	77,000	
	5 航空機燃料譲与税	27,000	
	9 自動車重量譲与税	191,000	
	10 森林環境譲与税	105,000	
4 地方特例交付金		775,000	
	1 地方特例交付金	775,000	
5 地方交付税		179,854,000	
	1 地方交付税	179,854,000	
6 交通安全対策特別交付金		355,000	
	1 交通安全対策特別交付金	355,000	

7 分担金及び負担金		3,453,193	
	1 分担金	234,149	
	2 負担金	3,219,044	
8 使用料及び手数料		8,856,532	
	1 使用料	6,991,266	
	2 手数料	1,865,266	
9 国庫支出金		134,646,322	
	1 国庫負担金	37,437,468	
	2 国庫補助金	95,133,612	
	3 委託金	2,075,242	
10 財産収入		2,407,873	
	1 財産運用収入	1,923,383	
	2 財産売払収入	484,490	
11 寄付金		205,830	
	1 寄付金	205,830	

12 繰入金		23,173,194	
	1 特別会計繰入金	4,729,399	
	2 基金繰入金	18,443,795	
14 諸収入		100,489,508	
	1 貸付金元利収入	94,245,179	
	2 受託事業収入	826,053	
	3 延滞金、加算金及び過料等	192,164	
	4 預金利息	87	
	6 雑収入	5,226,025	
15 県債		53,685,000	
	1 県債	53,685,000	
歳入合計		786,243,803	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		1,422,903	
	1 議 会 費	1,422,903	
2 総 務 費		35,656,462	
	1 総 務 管 理 費	16,642,285	
	2 企 画 調 整 費	8,386,864	
	3 徴 税 費	6,019,828	
	4 市 町 村 振 興 費	1,258,063	
	5 選 挙 費	1,115,465	
	6 防 災 費	1,531,413	
	7 統 計 調 査 費	396,936	
	8 人 事 委 員 会 費	127,820	
	9 監 査 委 員 費	177,788	
3 民 生 費		101,178,977	

	1 社会福祉費	78,436,929	
	4 児童福祉費	21,702,932	
	7 生活保護費	1,038,006	
	8 災害救助費	1,110	
4 衛生費		67,770,916	
	1 公衆衛生費	53,340,498	
	4 環境衛生費	3,002,855	
	7 保健所費	2,553,071	
	8 医薬費	6,892,710	
	10 病院費	1,981,782	
5 労働費		2,412,178	
	1 労政費	571,525	
	2 職業能力開発費	1,301,288	
	3 失業対策費	435,227	
	4 労働委員会費	104,138	

6 農 林 水 産 業 費		38,905,435	
	1 農 業 費	15,340,382	
	2 畜 産 業 費	379,754	
	3 農 地 費	11,347,776	
	4 林 業 費	6,542,129	
	5 水 産 業 費	5,295,394	
7 商 工 費		110,401,670	
	1 商 業 費	4,809,382	
	2 工 鉱 業 費	97,767,979	
	3 観 光 費	7,824,309	
8 土 木 費		68,042,329	
	1 管 理 費	6,574,313	
	2 道 路 橋 り よ う 費	29,260,446	
	3 河 川 海 岸 費	17,893,852	
	4 港 湾 費	7,854,101	

	5 都 市 計 画 費	3,769,612	
	6 住 宅 費	2,690,005	
9 警 察 費		36,564,326	
	1 警 察 管 理 費	33,775,963	
	2 警 察 活 動 費	2,788,363	
10 教 育 費		133,914,779	
	1 教 育 総 務 費	20,301,150	
	2 小 学 校 費	38,867,276	
	3 中 学 校 費	24,205,340	
	4 高 等 学 校 費	23,414,737	
	7 特 別 支 援 学 校 費	13,436,760	
	8 社 会 教 育 費	1,402,693	
	9 保 健 体 育 費	775,155	
	10 大 学 費	2,183,709	
	11 学 事 費	9,327,959	

11 災 害 復 旧 費		5,700,720	
	1 農林水産施設災害復旧費	1,555,775	
	2 土木施設災害復旧費	3,984,945	
	4 学校施設等災害復旧費	160,000	
12 公 債 費		86,674,108	
	1 公 債 費	86,674,108	
13 諸 支 出 金		97,399,000	
	1 地方消費税清算金	61,311,000	
	2 利子割交付金	217,000	
	3 配当割交付金	975,000	
	4 株式等譲渡所得割交付金	1,146,000	
	5 法人事業税交付金	3,108,000	
	6 地方消費税交付金	29,752,000	
	7 ゴルフ場利用税交付金	315,000	
	10 環境性能割交付金	573,000	

	11 利 子 割 精 算 金	2,000	
14 予 備 費		200,000	
	1 予 備 費	200,000	
歳 出 合 計		786,243,803	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和4年度から 令和24年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和4年度から 令和24年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	令和4年度から 令和12年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	令和4年度から 令和12年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
5 省・創・蓄エネ施設整備資金に対する利子補給	令和4年度から 令和12年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和4年度から 令和19年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
7 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和4年度から 令和19年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。

8 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和4年度から 令和19年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和4年度から 令和15年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
10 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和4年度から 令和19年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
11 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和4年度から 令和29年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
12 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和4年度から 令和34年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、22,699千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
13 生活福祉資金に対する利子補給	令和4年度から 令和12年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
14 漁業経営高度化促進支援資金(取組促進資金)の融通に係る利子補給	令和4年度から 令和14年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
15 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和4年度から 令和11年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。

16 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和4年度から 令和25年度まで	日本政策金融公庫が令和4年度に融資総額654,027千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
	令和4年度から 令和51年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和4年度に融資総額13,648千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息 (2) 日本政策金融公庫が令和4年度に融資総額1,650千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
17 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し業務費の貸付けを行った金融機関等に対する損失補償	令和4年度から 令和15年度まで	(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和4年度に融資総額22,400千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（信連が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には信連の指定する期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後3か月の期間満了の日において、なお信連が弁済を受けなかったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額 (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会が令和4年度に融資総額62,500千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（協会が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には協会の指定する期日、その他最終償還期限の変更があった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10か月の期間満了の日において、なお協会が弁済を受けなかったとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額
18 小規模企業者等設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和4年度から 令和14年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和4年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
19 事業再生支援資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和4年度から 令和19年度まで	山口県信用保証協会が令和4年度に500,000千円を限度として貸付けを行う事業再生支援資金に係る債務保証により受ける損失の1/3に相当する額
20 漁業経営回復支援特別資金に係る全国漁業信用基金協会に対する損失補償	令和4年度から 令和6年度まで	全国漁業信用基金協会が令和4年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額

21 新事業活動支援設備貸与事業に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和4年度から 令和14年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和4年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
22 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和4年度から 令和14年度まで	山口県信用保証協会が令和4年度に36,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営安定資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
23 経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和4年度から 令和14年度まで	山口県信用保証協会が令和4年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金（経営力強化支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和4年度から 令和14年度まで	山口県信用保証協会が令和4年度に6,500,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営力強化支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和4年度から 令和10年度まで	72,000千円
26 地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和4年度から 令和9年度まで	108,000千円
27 高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和4年度から 令和19年度まで	49,920千円
28 看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和4年度から 令和13年度まで	14,400千円

29 東部地域岩国基地内大学 就学支援事業に係るブリッ ジプログラム修了者に対す る補助金	令和4年度から 令和5年度まで	2,500千円
30 岩国総合庁舎等空調設備 改修事業の年度を越える工 事を一括契約すること。	令和4年度から 令和5年度まで	31,123千円
31 警察本部庁舎空調設備改 修事業の年度を越える工事 を一括契約すること。	令和4年度から 令和5年度まで	189,799千円
32 物品管理システムの構築 等に係る業務委託等の年度 を越える事業を一括契約す ること。	令和4年度から 令和5年度まで	181,926千円
33 委託訓練の実施に係る業 務委託の年度を越える事業 を一括契約すること。	令和4年度から 令和6年度まで	221,728千円
34 経営体育成基盤整備事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。 (王喜東地区ほ場整備)	令和4年度から 令和5年度まで	260,000千円
35 〃 (余田南地区ほ場整備)	令和4年度から 令和7年度まで	490,000千円
36 県営老朽ため池整備事業 の年度を越える工事を一括 契約すること。 (吉部野地区ゲート製作据 付工事)	令和4年度から 令和6年度まで	120,000千円

37	〃 (後谷地区)	令和4年度から 令和6年度まで	195,000千円
38	〃 (名舟地区)	令和4年度から 令和6年度まで	190,000千円
39	〃 (石井地区)	令和4年度から 令和6年度まで	230,000千円
40	下関漁港機能強化事業の 年度を越える工事を一括契 約すること。 (下関漁港本港地区)	令和4年度から 令和5年度まで	130,000千円
41	交通安全施設整備事業の 年度を越える工事について 西日本旅客鉄道株式会社と 協定すること。 (県道小野田山陽線櫛山跨 線橋)	令和4年度から 令和7年度まで	1,738,500千円
42	道路改良事業の年度を越 える工事について西日本旅 客鉄道株式会社と協定する こと。 (国道491号)	令和4年度から 令和5年度まで	493,500千円
43	道路改良事業の年度を越 える工事を一括契約するこ と。 (県道徳山本郷線市ケ原ト ンネル)	令和4年度から 令和5年度まで	990,000千円
44	〃 (県道通津周東線)	令和4年度から 令和5年度まで	40,000千円

45	〃 (県道油田港線)	令和4年度から 令和5年度まで	200,000千円
46	防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道岩国錦帯橋空港線)	令和4年度から 令和5年度まで	107,400千円
47	〃 (県道銭壺山公園線)	令和4年度から 令和5年度まで	93,300千円
48	橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道萩篠生線松陰大橋)	令和4年度から 令和5年度まで	300,000千円
49	〃 (県道防府停車場線新橋)	令和4年度から 令和5年度まで	300,000千円
50	堰堤改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (木屋川ダム)	令和4年度から 令和5年度まで	210,000千円
51	海岸防災事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (由宇港)	令和4年度から 令和5年度まで	126,000千円
52	〃 (宇部港)	令和4年度から 令和5年度まで	210,000千円

53 都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (維新百年記念公園)	令和4年度から 令和5年度まで	483,000千円
54 県営住宅建設事業等の年度を越える工事を一括契約すること。 (中高層耐火構造)	令和4年度から 令和6年度まで	1,250,423千円
55 防府警察署建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和4年度から 令和6年度まで	225,034千円
56 県立岩国総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から 令和5年度まで	581,576千円
57 県立豊浦総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から 令和5年度まで	210,943千円
58 県立岩国高等学校校舎建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和4年度から 令和6年度まで	148,048千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災体制整備拡充事業	207,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。
防災行政無線整備事業	62,000			
障害者自立支援対策事業	67,000			
老人福祉施設整備事業	322,000			
地方改善施設整備事業	28,000			
児童福祉施設整備事業	6,000			
環境推進事業	8,000			
畜犬指導事業	1,000			
県営かんがい排水改良事業	204,000			
広域営農団地農道整備事業	178,000			
基幹農道整備事業	79,000			
経営体育成基盤整備事業	577,000			
県営中山間地域総合整備事業	108,000			
団体営土地改良事業	11,000			
基盤整備促進事業	2,000			
ふるさと農道緊急整備事業	89,000			
県営老朽ため池整備事業	431,000			
地すべり対策事業(農林)	79,000			

県営海岸保全施設整備事業	110,000			
国営農地再編整備事業負担金	140,000			
広域基幹林道開設事業	90,000			
ふるさと林道緊急整備事業	78,000			
一般治山事業	795,000			
保安林改良事業	30,000			
林地荒廃防止事業	27,000			
小規模治山事業	35,000			
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	72,000			
漁港漁場機能高度化事業	121,000			
漁港海岸保全施設整備事業	63,000			
漁港海岸環境整備事業	8,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	148,000			
管理運営事業	114,000			
農林総合技術センター運営事業	2,364,000			
舗装補修事業	48,000			
道路災害防除事業	439,000			
単独道路舗装事業	519,000			
単独道路災害防除事業	230,000			
単独路側整備事業	310,000			
道路改良事業	2,073,000			

過疎地域市町道代行事業	42,000			
単独道路改良事業	3,292,000			
道路直轄事業負担金	4,473,000			
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	414,000			
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	455,000			
橋りょう補修事業	2,393,000			
単独橋りょう補修事業	9,000			
広域河川改修事業	865,000			
河川情報基盤緊急整備事業	83,000			
周防高潮対策事業	257,000			
河川工作物関連応急対策事業	215,000			
河川災害関連事業	267,000			
単独河川改修事業	1,291,000			
自然災害防止事業(河川)	154,000			
河川直轄事業負担金	180,000			
錦川総合開発事業	1,050,000			
深川川総合開発事業	343,000			
ダム建設実施調査事業	172,000			
堰堤改良事業	90,000			
堰堤修繕事業	99,000			
高潮対策事業	153,000			

侵食対策事業	44,000			
自然災害防止事業(海岸)	20,000			
通常砂防事業	1,361,000			
災害関連緊急砂防事業	34,000			
地すべり対策事業(建設)	216,000			
災害関連緊急地すべり対策事業	73,000			
急傾斜地崩壊対策事業	653,000			
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000			
砂防災害関連事業	99,000			
単独砂防改良事業	62,000			
自然災害防止事業(砂防)	393,000			
港湾改修事業	196,000			
港湾既存施設有効活用促進事業	196,000			
港湾環境整備事業	9,000			
港湾直轄事業負担金	2,977,000			
単独港湾改修事業	68,000			
海岸防災事業	506,000			
都市計画街路整備事業	426,000			
単独都市計画街路整備事業	568,000			
都市公園整備事業	139,000			
単独都市公園整備事業	36,000			

公 營 住 宅 建 設 事 業	511,000			
過 疎 地 域 下 水 道 代 行 事 業	82,000			
防 府 警 察 署 建 設 事 業	20,000			
駐 在 所 等 改 築 事 業	96,000			
交 通 事 故 防 止 施 設 綜 合 整 備 事 業	442,000			
校 舍 改 築 事 業	53,000			
大 規 模 改 造 事 業	420,000			
施 設 改 造 事 業	109,000			
退 職 手 當 給 付 事 業 (教 育)	2,600,000			
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業	825,000			
県 立 大 学 整 備 事 業	743,000			
私 立 高 校 等 施 設 整 備 事 業	11,000			
土 木 過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	137,000			
土 木 過 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	1,000			
土 木 現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	1,094,000			
土 木 現 年 単 独 災 害 復 旧 事 業	70,000			
補 助 港 湾 災 害 復 旧 事 業	124,000			
県 立 学 校 施 設 災 害 復 旧 事 業	60,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 事 業	2,000			
県 有 施 設 災 害 復 旧 事 業	100,000			
臨 時 財 政 对 策 債	11,424,000			

計	53,685,000			

議案第 2 号

令和 4 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 4 年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 28 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		230	
	1 他 会 計 繰 入 金	230	
2 繰 越 金		32,726	
	1 繰 越 金	32,726	
3 諸 収 入		51,513	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	51,513	
歳 入 合 計		84,469	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 母子父子寡婦福祉資金		84,469	
	1 母子父子寡婦福祉資金	84,469	
歲 出 合 計		84,469	

議案第3号

令和4年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和4年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ881,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		180,267	
	1 他 会 計 繰 入 金	180,267	
3 繰 越 金		94,759	
	1 繰 越 金	94,759	
4 諸 収 入		531,884	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	531,884	
5 県 債		75,000	
	1 県 債	75,000	
歳 入 合 計		881,910	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 中小企業近代化資金		881,910	
	1 中小企業設備近代化資金	444,057	
	2 中小企業高度化資金	437,853	
歲 出 合 計		881,910	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

議案第4号

令和4年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和4年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		18,659	
	1 負担金	18,659	
2 使用料及び手数料		92,473	
	1 使用料	92,473	
5 繰入金		185,988	
	1 他会計繰入金	185,988	
6 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
7 諸収入		63,086	
	1 延滞金	1	
	3 雑収入	63,085	
歳 入 合 計		360,207	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 下関漁港地方卸売市場費		360,207	
	2 市場管理費	360,207	
歳 出 合 計		360,207	

議案第5号

令和4年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		118,999	
	1 繰 越 金	118,999	
4 諸 収 入		3,202	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,200	
	2 雑 入	2	
歳 入 合 計		122,201	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 林業・木材産業改善資金		122,201	
	1 林業・木材産業改善資金	122,201	
歳 出 合 計		122,201	

議案第6号

令和4年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		98,424	
	1 繰 越 金	98,424	
4 諸 収 入		3,927	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,927	
歳 入 合 計		102,351	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 沿岸漁業改善資金		102,351	
	1 沿岸漁業改善資金	102,351	
歲 出 合 計		102,351	

議案第7号

令和4年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和4年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,803,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 事 業 収 入		3,802,993	
	1 事 業 収 入	3,802,993	
2 繰 入 金		522	
	1 他 会 計 繰 入 金	522	
3 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,803,516	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 当せん金付証券発売事業費		3,803,516	
	1 発 売 諸 費	522	
	2 繰 出 金	3,802,994	
歳 出 合 計		3,803,516	

議案第 8 号

令和 4 年度 収入証紙特別会計予算

令和 4 年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,216,125千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 28 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 証 紙 収 入		4,216,124	
	1 証 紙 収 入	4,216,124	
2 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		4,216,125	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 線 出 金		4,216,125	
	1 線 出 金	4,216,125	
歲 出 合 計		4,216,125	

議案第9号

令和4年度土地取得事業特別会計予算

令和4年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,337千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 財 産 収 入		184,336	
	1 財 産 運 用 収 入	1,023	
	2 財 産 売 払 収 入	183,313	
4 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		184,337	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 土地取得事業費		184,337	
	3 産業団地管理費	174,642	
	4 分譲宅地管理費	9,695	
歳 出 合 計		184,337	

議案第10号

令和4年度公債管理特別会計予算

令和4年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,132,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		86,436,558	
	1 他 会 計 繰 入 金	86,436,558	
2 県 債		26,696,028	
	1 県 債	26,696,028	
歳 入 合 計		113,132,586	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		113,132,586	
	1 公 債 費	113,132,586	
歲 出 合 計		113,132,586	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	26,696,028	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第11号

令和4年度港湾整備事業特別会計予算

令和4年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,948,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 使用料及び手数料		1,510,997	
	1 使用料	1,510,997	
2 寄付金		542,559	
	1 寄付金	542,559	
3 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
4 諸収入		111,646	
	1 雑収入	111,646	
5 県債		2,783,000	
	1 県債	2,783,000	
歳 入 合 計		4,948,203	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 港 灣 整 備 事 業 費		4,948,203	
	1 港 灣 費	4,948,203	
歲 出 合 計		4,948,203	

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	2,783,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第12号

令和4年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和4年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,014,417千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		298,043	
	1 負担金	298,043	
2 諸 収入		850,074	
	1 貸付金元利収入	850,074	
3 県 債		866,300	
	1 県 債	866,300	
歳 入 合 計		2,014,417	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 県立病院機構費		2,014,417	
	1 県立病院機構費	2,014,417	
歲 出 合 計		2,014,417	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 立 病 院 機 構 貸 付 金	866,300	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第13号

令和4年度就農支援資金特別会計予算

令和4年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		523	
	1 他 会 計 繰 入 金	523	
3 繰 越 金		6,909	
	1 繰 越 金	6,909	
4 諸 収 入		16,089	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	16,084	
	2 雑 入	5	
歳 入 合 計		23,521	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 就 農 支 援 資 金		23,521	
	1 就 農 支 援 資 金	23,521	
歳 出 合 計		23,521	

議案第14号

令和4年度国民健康保険特別会計予算

令和4年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,081,543千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		36,204,871	
	1 負担 金	36,204,871	
2 国庫支出金		35,797,572	
	1 国庫負担金	23,196,674	
	2 国庫補助金	12,600,898	
4 前期高齢者交付金		59,961,673	
	1 前期高齢者交付金	59,961,673	
5 共同事業交付金		261,929	
	1 共同事業交付金	261,929	
6 財産収入		72	
	1 財産運用収入	72	
8 繰入金		7,754,199	

	1 他 会 計 繰 入 金	7,361,863	
	2 基 金 繰 入 金	392,336	
9 繰 越 金		3,089,479	
	1 繰 越 金	3,089,479	
10 諸 収 入		11,748	
	5 雑 入	11,748	
歳 入 合 計		143,081,543	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 総 務 費		35,844	
	1 総 務 管 理 費	35,464	
	2 運 営 協 議 会 費	380	
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		117,933,639	
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	117,933,639	
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		16,144,631	
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	16,144,631	
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		34,448	
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	34,448	
5 介 護 納 付 金		5,149,343	
	1 介 護 納 付 金	5,149,343	
6 病 床 転 換 支 援 金 等		1,107	
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	1,107	

7 共 同 事 業 拠 出 金		262,051	
	1 共 同 事 業 拠 出 金	262,051	
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		295,481	
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	295,481	
9 保 健 事 業 費		123,700	
	1 保 健 事 業 費	123,700	
10 基 金 積 立 金		900,072	
	1 基 金 積 立 金	900,072	
12 諸 支 出 金		2,195,353	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,195,353	
13 繰 出 金		5,874	
	1 繰 出 金	5,874	
歳 出 合 計		143,081,543	

議案第15号

令和4年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------|
| (1) 年間総販売電力量 | 154,752,000 KWH | |
| (2) 主要な建設事業 | 平瀬発電所建設事業費 | 674,000千円 |
| | 小水力発電所建設事業費 | 165,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	1,858,177千円
第1項 営業収益	1,780,722千円
第2項 附帯事業収益	25,133千円
第3項 財務収益	548千円
第4項 事業外収益	51,771千円
第5項 特別利益	3千円
支 出	
第2款 電気事業費用	1,612,015千円

第1項 営業費用	1,575,321千円
第2項 附帯事業費用	32,033千円
第3項 財務費用	1,104千円
第4項 事業外費用	554千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額779,894千円は、過年度分損益勘定留保資金602,897千円、減債積立金28,398千円及び当年度資本的収支調整額148,599千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	1,000,004千円
第3項 資本剰余金	1千円
第4項 固定資産収入	1,000,001千円
第5項 雑収入	2千円

支 出

第4款 資本的支出	1,779,898千円
第1項 建設費	839,000千円
第2項 改良費	909,399千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	28,398千円
第6項 補助金返還金	100千円

第8項 予 備 費 3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から 令和5年度まで	50,103千円
木屋川発電所改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から 令和6年度まで	345,212千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 430,238千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第16号

令和4年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 $571,637,000\text{m}^3$

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 $7,132,077$ 千円

第1項 営業収益 $6,618,469$ 千円

第2項 営業外収益 $513,605$ 千円

第5項 特別利益 3 千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 $6,437,378$ 千円

第1項 営業費用 $6,249,632$ 千円

第2項 営業外費用 $177,743$ 千円

第5項 特別損失 3 千円

第6項 予備費 $10,000$ 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,095,155千円は、過年度分損益勘定留保資金3,707,360千円及び当年度資本的収支調整額387,795千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第3款 資 本 的 収 入	1,665,731千円
第1項 企 業 債	1,150,000千円
第4項 資 本 剩 余 金	267,497千円
第5項 固 定 資 産 収 入	5,435千円
第6項 雑 収 入	242,799千円
支 出	
第4款 資 本 的 支 出	5,760,886千円
第2項 改 良 費	4,563,152千円
第3項 投 資	1千円
第4項 償 還 金	1,186,215千円
第6項 補 助 金 返 還 金	1,518千円
第7項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (取水施設等工事)	令和4年度から 令和5年度まで	260,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和4年度から 令和5年度まで	83,957千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和4年度から 令和5年度まで	250,000千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和4年度から 令和5年度まで	57,700千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和4年度から 令和6年度まで	256,030千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和4年度から 令和5年度まで	48,400千円
西部利水事務所電気機器事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から 令和5年度まで	99,660千円

西部利水事務所計装設備事業の年度を越える工事を一括契約すること。

令和4年度から
令和5年度まで

488,037千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 170,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	70,000			
富田夜市川工業用水道改良資金	90,000			
佐波川工業用水道改良資金	150,000			
厚東川工業用水道改良資金	300,000			
厚狭川工業用水道改良資金	180,000			
木屋川工業用水道改良資金	190,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 721,833千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和4年2月28日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第17号

令和4年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------------------|-----------|--|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 | | |
| (2) 年間総処理水量 | 8,633,065m ³ | | |
| (3) 1日平均処理水量 | 23,652m ³ | | |
| (4) 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費 | 265,400千円 | |
| | 田布施川流域下水道整備事業費 | 340,000千円 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|-------------|
| 第1款 流域下水道事業収益 | 1,660,320千円 |
| 第1項 営業収益 | 688,681千円 |
| 第2項 営業外収益 | 971,639千円 |

支 出

- | | |
|---------------|-------------|
| 第2款 流域下水道事業費用 | 1,660,320千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,617,184千円 |

第2項 営業外費用 43,136千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第3款 資本的収入 908,940千円

第1項 企業債 210,300千円

第2項 国庫支出金 369,400千円

第3項 負担金 329,240千円

支 出

第4款 資本的支出 908,940千円

第1項 建設改良費 608,698千円

第2項 固定資産購入費 2,863千円

第3項 償還金 297,379千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備工事)	令和4年度から 令和5年度まで	88,200千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 210,300	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 39,892千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業費用のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,724千円である。

令和 4 年 2 月 28 日 提出

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政